

元代佛徒の免囚運動

野上俊靜

一

囚人を赦免することは、中國歷代王朝のつとめて施行してきたところである。所謂「大赦の令」は、皇帝の徳を囚人にまで及ぼす意味に於て、皇帝の命によつて、即位・改元そのほか皇后・皇太子の冊立などの國家的行事にちなんで、發布せられるのが通例であつた。したがつて、「大赦の令」の施行による免囚は、古來たゞ行はれてきたわけであつて、モンゴル人の建てた元朝も、またこの例にもれるものではなかつた。大都（京）を國都とさだめて、一方に中國的君主としての威容を示すに至つた世祖忽必烈以後の元朝諸帝は、ひとしく「大赦の令」を發布してゐるのである。即ち『佛祖歷代通載』^二卷三にも、建元中統。五月廿七日。大赦。普度僧尼。

と見ゆるやうに、世祖が上都（ドロン）に即位したとき既に天下に大赦して僧尼を度してをり、ついで至元と改元したときにも、

至元元年（一二六四）。城燕建都。八月十六日。改元。大赦天下。設會度僧（『佛祖歷代通載』卷三三）。

とあるやうに、「大赦の令」が出され度僧が行はれてゐるのである。

しかしながら、元代に於いては、かゝる「大赦の令」による以外に、皇帝國家の修する佛事にちなみ有力僧徒の要請にもとづいて、囚人を赦免することが頻りに行はれたのである。『新元史』の著者柯劭忞が

赦令歷代所同。獨以修佛事。而釋重囚。則惟蒙古有之。と云つてゐるやうに、このことは、ほかの王朝には、殆んど類例を認められない特異の現象であると云はねばな

らない。有高巖博士は、すでに「元代の僧侶と社會」(『齋藤先生古稀祝賀記念論』所収・昭和十二年刊)に於いて、この問題を指摘されると、もに、諸種の史料をあげて論證せられてゐるが、私もいさゝか氣付いたことがないでもないから、私見を述べて、以て元朝に受容せられてゐた佛教の性格の一端を窺知するよすがとしたい。

二

すでに有高博士の指摘されてゐるやうに、元代に於ける修佛事にちなんだ免囚の事實を、要領よくまとめてゐるのは、左の如き『新元史』卷一刑法志下の記載である。

元貞元年(一二九五)。用帝師奏。釋大辟三人杖以下四十七人。二年(一二九六)。釋罪囚二十人。(大德)六年(一二九二)。四月己丑朔。釋重囚三十八人。給鈔一錠。庚辰。釋重囚。七年(一二九三)。中書右丞答刺罕言。僧人修佛事畢。必釋重囚。有殺人及妻妾殺夫者。皆指名釋之。生者苟免。死者含冤。於福何有。帝嘉納之。然九年(一二九五)。仍釋上都囚三人。不能盡用其言。十年(一二九六)。武宗即位。帝師奏釋大辟囚三十人。杖以下百人。皇慶三年。以作佛事。釋囚徒二十九人。延祐元年(一二九四)。釋流以下罪囚。三月。以僧人作佛事。擇釋獄囚。命中書省審察。

右は、『元史』本紀に散見する免囚に關する記載を、柯劭忞が整理して集録したものであらうが、いさゝか誤謬がないわけではない。例へば、「大德六年云々」の大德がもれてゐるし、且同年四月己丑朔は丁卯の誤りで、「同九年、仍釋上都囚三人」とあるは、十年三月の誤である。また皇慶三年とあるは、二年の誤である。

なほ、かゝる誤謬のほかに、脱漏も少くないのであつ

て、一々指摘する煩はさけるが、順帝時代の事實を記してゐないのは、もつともその甚しいものである。⁽⁴⁾私が『元史』本紀より摘出したところを列舉するならば、凡そ次のやうである。

右に列挙したものゝなかには、單に「釋重囚」とだけあつて、釋囚の理由の省略されてゐるものもあるが、即位・改元などにちなんむ大赦はこれを除外してゐるのであるから、そのすべてが直接または間接に佛教に關連をもつた免囚であるとみて、誤りはない。換言すれば、右に表示するところは、『元史』本紀に見ゆる佛教關係の免囚の事實である。

さて、右の表示によつて知り得るところは、まづ、凡そ佛教に關連ある免囚は、世祖忽必烈の時代には未だ認

められず、つぎの成宗時代に始めて行はれて、ほど元末までつゞいて行はれた事實であるといふことである。初代の帝師八思巴が大いに活躍して、ラマ教と朝廷とをかたく結びつけた世祖時代に、かゝる免囚の事實のないのは、いさゝか不思議に思はれぬでもないが、少くとも、文獻の上では、これを認め得ないのである。帝師八思巴は、在世時代よりも、却つて死後に於いて、元朝廷の絶大な崇敬を受けることとなるのであるし、元朝崇佛の濫即ち盲目的なラマ教崇拜は、世祖時代よりも、その後に至つて甚しいものとなるのであるから、免囚の事實も、かゝる元朝湯佛の線に沿ふて、認められることとなるわけである。

次には、これらの免囚は、主として修佛事にちなんで施行されたのであるが、時には佛事とは直接關係ではなくても、皇帝・皇后または帝室の尊信を受けてゐるラマ僧らの病氣平瘧のため、更には、帝師・國師らの有力僧侶及び功德使の如き佛教關係官署の僧俗官吏の要請によつても、行はれたといふことである。例へば、さきの表に見ゆるやうに、大德六年二月の免囚は、成宗の病氣平瘧のためであつたし、武宗至大二年十月に於ける大辟囚百人の赦免は、皇太后の病氣平瘧のためであつた。有力佛

徒の要請にもとづくものとしては、『元史』^八卷一に、元貞元年九月乙亥。用帝師奏。釋大辟三人・杖以下四十七人。

と見えてゐる如きである。⁽⁶⁾ 功德使の奏請した例としては、次の如きものをあげておく。即ち、『元史』卷廿仁宗紀に皇慶二年(一二九三)二月丁亥。功德使亦憐眞等。以佛事奏釋重囚。

とある。もつともこの時は、仁宗が許可しなかつたといふが、以て宣政院・功德使司などの有力官員が免囚運動を行ふてゐたことを、推察し得るであらう。

いづれにしても、元代成宗より末帝たる順帝の間、佛教信仰に關連する免囚が行はれてゐたのであつて、それは元朝が好んで行ふた佛事にちなんで、また有力な僧俗佛教徒の要請にもとづいて、施行せられてゐたのである。

三

ところで、かゝる免囚は、その動機・理由はまち／＼であるにしても、いづれも同じ考への上に成立してゐるものであることに注意しなければならぬ。といふのは、佛事に關連して行はれるものにせよ、また佛事とは直接

的關係はなくたゞ有力佛徒の要請によつて行はれるものにもせよ、ともかく免囚は、修功德の意味に於いて施行せられたものであるからに他ならぬ。元朝は、免囚といふ功德・善根をつんで、福を求め善報を祈願したのである。皇帝・皇后或は帝室の崇敬する帝師らが病氣になれ

ば、國家は免囚といふ修功德によつて、その快癒を祈つたのであり、國家の隆昌・皇帝の長壽も、また免囚といふ修功德によつて、希求せられたのであつた。『元史』卷二に

至治二年（一二三二）十一月辛卯。西僧灌頂疾。請釋囚。

帝曰。釋囚祈福。豈爲師惜。朕思惡人屢赦。反害善良。何福之有。

とある。即ち、西僧の灌頂が病氣となつたから、囚人の赦免を請ふたところ、英宗が云ふ、「免囚して福を祈ることを、どうして師のために惜しむことがあらうか、ただし朕が思ふに、悪人をしばぐ赦免すれば、反つて善良を害することゝなる。それでは何の福があらうか」と。英宗は釋囚を許さなかつたのではあるが、このことは、却つて免囚が福を祈るために行はれてゐたことを證明するものに他ならぬ。實に元朝に於いては、免囚は現世の卑近な幸福を得んとする手段として行はれたものであ

る。免囚それ自體に意味を發見して、そこから度々の囚人釋放が行はれたのではなかつた。いさゝかおほげさな云ひかたではあるが、元代免囚の思想的背景は、福を求めるための「功德を修し善根を積む」といふことであつたのである。

もつとも、征服王朝たる元朝のことであるから、却つてことさらに皇帝の恩を囚人にまで及ぼすといふ意味に於いて、免囚を好んで行ふたのではないかと、考へられないでもないが、それほどまでに詮索する必要もなかるべく、單純なモンゴル人朝廷は、佛教を崇信するあまり、佛教徒の請ふがまゝに、福を求めては免囚を行ふてゐたと理解すべきであらう。

そして、忘れてならないことは、免囚を成立せしめてゐる修功德の考へが、實は元朝に受容されてゐた佛教の性格を特色づけるものであつたといふことである。中國の歴代王朝にかつて類例をみないほどの頻繁且盛大な佛事の勤修、相ついで行はれた壯麗な佛寺の營建などは、一面には元朝が征服者としての威嚴・力量を示さんとするためのものであつたといふことも考へうるであらうが、そのいづれもが例外なく、卑近な善報をもとめるための修功德の意味に於いて、行はれたものであることも

否み得ない。

元末明初の文人陶宗儀の『輟耕錄』卷につぎのやうな

話が見えてゐる。

大徳間。僧臘巴者。一時朝貴咸敬之。德壽太子病癱薨。不魯罕皇后遣人問曰。我夫婦崇信佛法。以師事汝。止有一子。寧不能延其壽邪。答曰。佛法醫猶燈籠。風雨至乃可蔽。若燭盡則無如之何矣。此語卽吾儒死生有命之意。異端中得此。亦可謂有口才者矣。

こゝに臘巴といふは、元代の有名なラマ僧の一人であつて、國師になつてをり、呪法祈禱を以てよく世祖・成宗の信任を得てゐたものである。傳は『元史』卷二釋老傳に見ゆるが、成宗の皇子德壽が早逝したとき、ト魯罕皇后が人をやつて臘巴に問ふには、佛法を崇めひごろ師を信奉してゐたが、何故に我が子の壽をながらへしめなかつたかと。臘巴は答ふ。佛法はなほし燈籠の如きものであつて、風雨至るときはこれを蔽ふことは出来るが、もし獨火が盡んとするのであれば、これを如何ともなし得ないと。陶宗儀は「僧有口才」といふ見出しのものに、右のことを記してゐるのであるが、また以て元朝の皇帝皇后らの佛教信仰が、卑近な延命長壽のためのものであつたことを推察し得るであらう。

元朝が「修功德」といふことを、いかに重大視してゐたかは、功德使司といふ獨特の官署を設置してゐた一事を以てしても、充分に推察し得る。皇帝・國家のためには、功德を修することを任務とする官員たる功德使は、すでに密教の盛んとなつた中唐時代より認められるところであつて、敢て珍しいわけではないが、その官署たる功德使司の存在は、元朝のみに認められるところである。

功德使司は、また都功德使司とも稱し、『元史』卷一世紀に見ゆるその任務に關する記載には、やゝ不明瞭のものがあるが⁽¹⁾、ともかくこれが皇帝・國家が行ふ修功德の佛教的事業を處理する官署であつたことに誤りはない。世祖の至元十七年(一二七〇)三月に始めて設置せられて、その後一時的には廢止せられたことも數回あつたが、ほぼ元末まで存續してゐたのである。功德使司の主要官員を功德使といふが、その定員は原則として十人であつたと推定される。

『元史』卷八百官志によれば、佛事の修建を掌る官署として、また別に延慶司なるものがあつた。つまり、元代にはほど同一の任務をもつ二つの官署功德使司と延慶司の存在が認められるわけである。したがつて、時には兩

者の合併が企圖せられたこともあつたが、また並び存してゐた時もあつて、凡そ元代の官廳機構は甚だ錯雜してゐたわけである。ともかく、佛教事業を掌る特設官署たる功德使司・延慶司などの存在は、元朝がいかに「修功德」を重んじてゐたかを證明するものに他ならない。朝廷が頻りに行ふた免囚も、またかうした性格をもつ元朝佛教の一端を示すものであると云つても、過言ではなからう。

四

思ふに、免囚それ自體は決して非難さるべきものではない。合理的に行はれるならば、むしろ善政として稱揚されるべきものである。ことに慈悲を重んじ福田思想をもつ佛教徒が、その信念から、囚人の赦免を推進してゆくことは、至極當然のことではなくてはならぬ。崇佛朝廷たる元朝が、よし修功德の考へはあるにしても、かうした意味に於いて、適切に免囚を行ふてゐたならば、別に問題はない筈である。

しかるに、實際には、この種の免囚は、元朝一代を通じて度々政治上の問題となつてをり、免囚にからむ佛徒の横暴・法令の弛緩が甚しくして、一部識者の憂慮する

ところとなつたのである。換言すれば、佛教にちなむ免囚は、一部の有力佛徒の悪用するところとなつて、元朝政治の紊亂をもたらす一因ともなつてゐるのである。さきの引文に見ゆるやうに、柯劭忞も

西僧爲奸利。假祈福之說。以釋重囚。元之秕政也。と指摘してゐるのである。

ところで、柯劭忞は獨り英宗のみが佛徒の運動をおさへて、この種の免囚を阻止したと述べてゐるが、英宗の時をまたずとも、弊害をともなう免囚は、心ある一部官僚の憂慮するところとなつてゐるのであつて、その禁止が度々要請せられてゐる。柯氏も指摘してゐることではあるが、既にはやく成宗の時、左丞相答刺罕によつて叫ばれてゐる。即ち、『元史』卷二に

大德七年(1303)四月庚午。中書左丞相答刺罕言。僧人修佛事。畢必釋重囚。有殺人及妻妾殺夫者。皆指名釋之。生者苟免。死者負冤。於福何有。

とある。僧人は佛事を修しては、重囚を指名して必ず釋放してゐる。かくては生者は免れること得て、死者は冤をかうむることとなる。かゝる有様では何の福があらうかといふのである。すでに僧徒が強引に免囚を要請し且施行してゐたことが推察されるわけで、その弊害また甚

しかつたのである。時の皇帝成宗は、答刺罕のこの言を嘉納したといふ。さきの表でもわかるやうに、事實その後三年間は、免囚が行はれてゐないのである。

ところで、次の武宗即位の始め頃、さらに中書省の臣

より、免囚問題が提起せられてゐる。即ち、大德十一年

(一三) 十二月、中書省の臣は云ふ。佛事をなすの故を以て有罪を釋放することは、甚だ寛大に過ぎる。かくては

有司も法を遵守するわけにはいかぬ。凡そ内外犯法の

人は、悉く有司に歸して、法によつて裁決せんことを請

ふと。頗る當然なことであるが、かうした言の出でくる

ことによつて、却つて當時の僧徒が法を無視して、免囚

を強行してゐた事實を推察し得るのである。武宗もとよ

りこの言を納れてをり、その後内庭に佛事を修した時に

は、重囚は釋すなれ、輕囚のみこれを釋せと指示して

ゐる。免囚に對する肅正のいさゝか行はれたことを認め

得るわけである。

武宗のつぎの仁宗の初めごろにも、また問題となつて、免囚が嚴重になつてゐるのである。例へば、皇慶元年

(二二) 十月、雲南行省右丞の算只兒威が罪をおかした

が、その筋に運動したと見えて、國師の搠思吉斡節兒が赦免を奏請した。これに對して、仁宗は、「僧人宣誦佛

書。官事豈當與耶。」と云つて、峻拒してゐるのである。⁽¹³⁾ また翌二年(一三)二月にも、功德使の亦憐真らが佛事の故に重囚の釋放を奏したときにも、帝はこれを許さなかつたし、同年四月、御史臺の臣が免囚の弊を革めんことを請ふたときにも、その言をよしとしてゐるのである。⁽¹⁴⁾ しかしながら、積年の例となつてゐる免囚を、全面的に禁止することは出來なかつたとみえて、その後わずか三ヶ月たる同年七月には、佛事をなすの故を以て、囚徒二十九人を釋免してゐるのである。

仁宗のつぎの英宗が、ラマ僧のための免囚を峻拒したこととは、すでに指摘したところであるが、彼とても免囚を斷絶せしめ得なかつたのであつて、至治三年(一三)四月には、大量百人の免囚を行ふてゐるのである。

泰定帝の時にも、また中書省の官僚より、西僧の免囚禁止を要請してゐる。即ち、『元史』卷三〇に、

泰定三年(一三)十一月癸卯。中書省臣言。西僧毎假

元辰。疏釋重囚。有乖政典。請罷之。有旨。自今當釋者。敕宗正府審覆。

とある。泰定帝は、釋放すべきものは、刑罰を掌る宗正府に命じて、審査せしむることにしたと云ふが、これによつて、免囚にからむ弊害をなくし得たとは考へられな

いばかりか、その後も相變らず免囚は行はれて、以て元末にまで及んでゐるのである。

いづれにしても、佛事にちなむ免囚、有力ラマ僧によつて強行される免囚が、弊害少からざるものとして、絶えず心ある官員によつてその肅正・廢止が叫ばれたのであり、成宗以後の諸帝また多くその非を認めたものゝ、免囚の全面的禁止をなし得なかつたものゝ如くである。元朝廷に深く浸透してゐたラマ僧の勢力の大なることを、以て推察し得る次第である。

五

佛徒による免囚運動が甚しい弊害をもたらすものとして、絶えず識者の憂ふるところとなつたことは、既に指摘したところであるが、『元史』卷一 刑法志の序にも、

兇頑不法之徒。又數以赦宥獲免。至於西僧。歲作佛事。或恣意縱囚。以售其奸宄。俾善良者。喑啞而飲恨。識者病之。

と述べてをり、免囚によつて刑法が弛緩していつたことは、云ふまでもない。世祖・成宗に仕へて、正直の人として名高かつた忽木の傳(『元史』卷一三〇)に、

西僧爲佛事。請釋罪人祈福。謂之禿魯麻。豪民犯法

者。皆賄賂之。以求免。有殺主殺夫者。西僧請被以帝后御服。乘黃犢出宮門釋之。云可得福。不忽木曰。人乎倫者。王政之本。風化之基。豈可容其亂法如是。

と見えてゐる。不忽木は西僧の不法な免囚祈福に、斷乎反対してゐるのであつて、この事實は成宗即位の始め頃のことであるから、凡そ佛僧による免囚の行はれたその當初から、既に弊害の甚しいものゝあつたことを推知し得るのである。殊に法を犯した豪民・主を殺し夫を殺した罪人が、西僧に贈賄して刑を免れてゐたといふに至つては、驚くのほかはないと云はなければならぬ。赦免の恩命は、實は有力な西僧の掌中に握られてをつたのである。明の丘濬がかかる事實を論難してゐることは、既に有高博士の指摘せられたところである。『元史』卷三に泰定三年十一月癸卯。中書省臣言。西僧每假元辰、疏釋重囚。有乖政典。請罷之。有旨。自今當釋者。敕宗正府審覆。

とあつて、たゞに佛事のみならず、元旦などにも、西僧が免囚運動に狂奔してゐたことが推察される。また釋老傳(『元史』卷二〇二)には、つぎのやうな興味ある説話が見えてゐる。即ち、武宗の至大元年(一三〇八)、上都の開元寺の西僧が、民家より薪を強制的に買ひ集めた。そこで困窮し

た民衆が役人の李璧に訴へ出たのであるが、西僧らは徒黨を組んで彼を襲ひ、暴力を振つた。そこで、李璧は朝廷に訴へたのであるが、西僧らは赦免にあつて罪をのがれてしまつたと云ふのである。^(五)これまた中央の有力西僧らが、赦免の實權を掌握してをつて、强行したところであらうと推定しても、誤りではなからう。

六

これを要するに、元代に於いては、朝廷の熱烈な奉佛の結果、一般的な「大赦」のほかに、修佛事にちなむ免囚が行はれた。そして、それはほど成宗時代より始まって、順帝時代まで、時にしたがつて施行せられたのであつた。云ふまでもなく、かゝる免囚は、修功德の意味をもつものであつて、祈福を目的としたのであるが、實際にこれが行はれるにあたつては、朝廷より絶大な尊崇を得てゐる有力西僧らの掌中に、赦免の實權が把握されて、彼等は法をまげて、意のまゝに、囚人を釋放することが出来た。されば犯法の徒は、かゝる西僧に贈賄することによつて、罪を免れることとなつたのであつて、佛事にちなむ免囚は、修功德の美名のもとに、有力僧徒及びこれにまつはる一部官僚の特權のごとくなつて、その弊害

の甚しいものがあつたのである。元代刑法弛緩の原因の一つが、かうした免囚に認めらるといつても、決して過言ではない。かくて一部の心ある官僚によつて、その禁止が強く要望せられてきたわけであるが、朝廷に深く浸透してゐた西僧らの勢力は、かゝる反対にもかゝらず、成宗時代以後の元朝を通じて、この種の免囚の施行を可能ならしめてきたのであつた。

元代佛徒の横暴は、免囚といふ本來慈善的意味をもつものをも悪用して、法令の弛緩・社會の矛盾をひきおこしてきた事實の上にも、明確に認められると云はねばならない。元朝に受容せられてゐた卑近な幸福のみを追求する修功德の佛教が、甚だ不健康な様相を示したものとして、この種の免囚を理解することが出来るであらう。

註

①『元史』にも勿論同様な記載がある。即ち卷四に、

とあり、卷五に

至元元年。八月丁巳。以改元大赦天下。

と見ゆる。もつとも元朝に於いて、大赦の施行の認められるのは、これよりはやく憲宗のときのことである。即ち『元史』卷三に

(憲宗) 元年(一二一)。十二月戊午。大赦天下。

とある。

②『新元史』卷一〇三 刑法志下赦令の條

もつとも『魏書』釋老傳に、

太和元年（四七）二月。幸永寧寺。設齋戒死罪囚。

とあつて、北魏孝文帝の時に、佛教信仰にもとづく免囚のあつたことがわかるが、元朝ほどこれを頻りに行ふたものはない。

③『元史』卷二〇一に

大德六年四月丁卯。釋重囚三十八人。人給鈔五錠。

とあり、同卷二に

大德十年三月乙未。慮大都囚。釋上都死囚三人。

とあり、同卷二に

皇慶二年七月癸巳。以作佛事。釋囚徒二十九人。

とある。

④順帝時代の免囚としては、次の二事實を指摘し得る。

至正十三年（一二三）正月庚午朔。用帝師請。釋在京

罪囚（『元史』卷四三）。

同十四年（一二三）十一月乙酉。皇太子修佛事。釋

京師死罪以下囚（同）。

英宗のときになつて、八思巴崇拜が急激にたかまつてゐる。『元史』卷七

英宗本紀に、

延祐七年（一二〇）十一月丁酉。詔各郡縣。建帝師八

思巴殿。

とあつて、英宗はその即位の年に、八思巴廟（殿）建置

の命を郡縣にくだしてゐるのである。もつとも釋老傳

（『元史』卷二〇二）には、このことを

至治間

（一二三一一一）。

特詔郡縣。建廟通祀。

と記して、至治年間の事實としてゐるが、本紀の記載に従ふべきであらう。ついで翌至治元年（一二三）には、

三月丙子。建帝師八思巴寺於京師……五月丙子。殿

上都回回寺。以其地營帝師殿（『元史』卷二七）。

と見ゆるやうに、大都及び上都に夫々帝師寺・帝師殿が營建せられてゐる。上都の帝師殿も、至治三年には帝師

寺となつたことが、本紀の記載より推察される。なほ泰定元年（一二三）八月には、八思巴の繪像十一を各行省に頒ちて、それによつて塑像を作らしめたことが、本紀及び釋老傳に見えてゐる。

⑥この時の帝師は乞刺斯八幹節兒である。成宗は彼を深く崇敬してゐた。『元史』（卷二）釋老傳に、

成宗特造寶玉五方佛冠賜之。元貞元年。又更賜雙龍盤紐白玉印。文曰。大元帝師統領諸國僧尼中興釋教之印。大德七年卒。

とある。

⑦八思巴の弟に亦儕眞といふものがある。八思巴のつぎに帝師となつた人である。彼は至元十九年（一二二）に卒

してゐるから、この功德使の亦儕眞とは、勿論同名異人である。『元史』卷二に

釋老傳参照。

⑧『元史』卷二に

とある。

11 (野上)

大德十年(一三二)十二月乙卯。帝有疾。禁天下屠宰四十二日。

とあるが、これも殺生を禁じて、その功德によつて、成宗の病氣平愈を祈つたものである。

(9) 『元史』卷一四 后妃傳によれば、成宗の皇子德壽はト魯罕皇后でなくして、貞慈靜懿皇后の生むところとなつてゐる。

(10) 塚本善隆博士「唐中期以後の長安功德使」(『京都第四東方學報』)

(11) 『元史』卷一

至元十七年(一二九八〇)三月乙卯。立都功德使司。從二

品。掌奏帝師所統僧人并吐蕃軍民等事。

とあるも、功德使司が修功德を任務としてゐたことは云ふまでもない。拙稿「元の功德使司について」参照。

(12) 大德十一年十二月丁巳。中書省臣言。……又刑法者譬之權衡。不可偏重。世祖已有定制。自元貞以來。以作佛事之故。放釋有罪。失於太寬。故有司無所遵守。今請凡内外犯法之人。悉歸有司。依法裁決……制可(『元史』卷廿二)。

(13) 『元史』卷廿四

(14) 皇慶二年四月乙酉。御史臺臣言。……西僧以作佛事之故。累釋重囚。外任之官。身犯刑憲。輒營求內旨以免罪。……請悉革其弊。制曰可(『元史』卷二四)。

(15) 前記「元代の僧侶と社會」。『大學衍義補』卷一に

臣按赦有出於上。識治體者。猶以爲非。元人信胡僧之言。每作佛事。輒縱罪囚。以希福報。恩不出於上。

而出於下。人不感帝之恩。而感乎僧。是以每遇作佛事之先。有罪在係者。輒賂僧以求免。遂使兇頑席僧勢以稔惡。善良抱冤。屈而莫訴。胡俗所爲。無足責也。中國之治。烏可效而尤之哉。

と見ゆる。

(16) 又至大元年。上都開元寺西僧。强市民薪。民訴諸留守李璧。璧方詢問其由。僧已率其黨。持白梃突入公府。隔案引璧髮。猝諸地捶朴交下。拽之以歸。閉諸空室。久乃得脫奔訴于朝。遇赦以免(『元史』卷二)。

(○二釋老傳)